

公認会計士・監査審査会の 役割

慶應義塾大学
令和6年6月3日

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

構成

- I. 審査会の目的と組織
 - II. 総務試験課の業務
 - III. 審査検査課の業務
- おわりに

I. 審査会の目的と組織

- 公認会計士・監査審査会（以後、審査会）は、平成16年4月、平成15年に改正された公認会計士法に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置された。
 - － 当時、金融審議会・公認会計士制度部会では、会計不正事件に対する米国での対応などの動向を踏まえ、制度の在り方についての検討が行われていた。
 - － 検討の中で、行政において、監視・監督の立場から、「自主規制」の限界を補完することの必要性が指摘された。

I. 審査会の目的と組織

- 審査会は、公認会計士法により設置された組織であり、公認会計士法の目的の達成に貢献することが目的になる。
- 公認会計士法では、公認会計士の使命や職責について規定している。
 - 「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」（第1条）
 - 「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」（第1条の2）

I. 審査会の目的と組織

- 審査会は、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援するとともに、公認会計士が「職責」（第1条の2）を適切に遂行して「使命」（第1条）を達成できるように支援することを目標とする。
- 上記の目標の達成により、会社等の公正な事業活動及び資本市場の公正性・透明性の向上に貢献し、国民経済の健全な発展に貢献することが審査会の目的である。

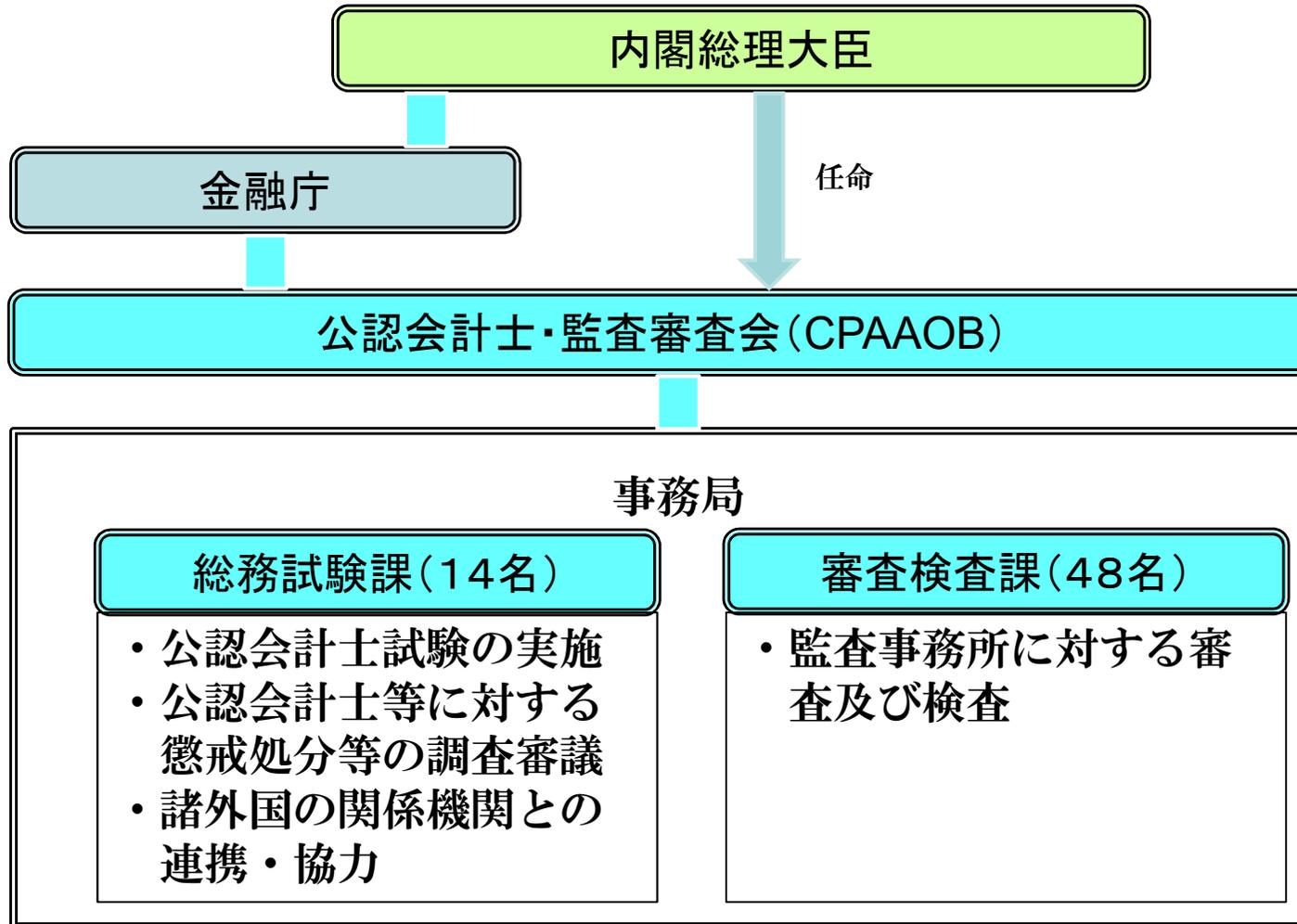
I. 審査会の目的と組織

- 審査会の組織に関する公認会計士法等における規定の概要
 - 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。
(第35条の2)
 - 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。(第36条)
 - 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。(第37条)
 - 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。(第37条の2)

I. 審査会の目的と組織

- 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、再任されることができる。（第37条の3）
- 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（第41条）
- 事務局長は、関係のある他の職を占める者を充てること
ができる。（公認会計士・監査審査会令第1条）
- 事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官七人及び公認会計士監査検査官三十八人を置く。
（公認会計士・監査審査会事務局組織規則第1条）

I. 審査会の目的と組織



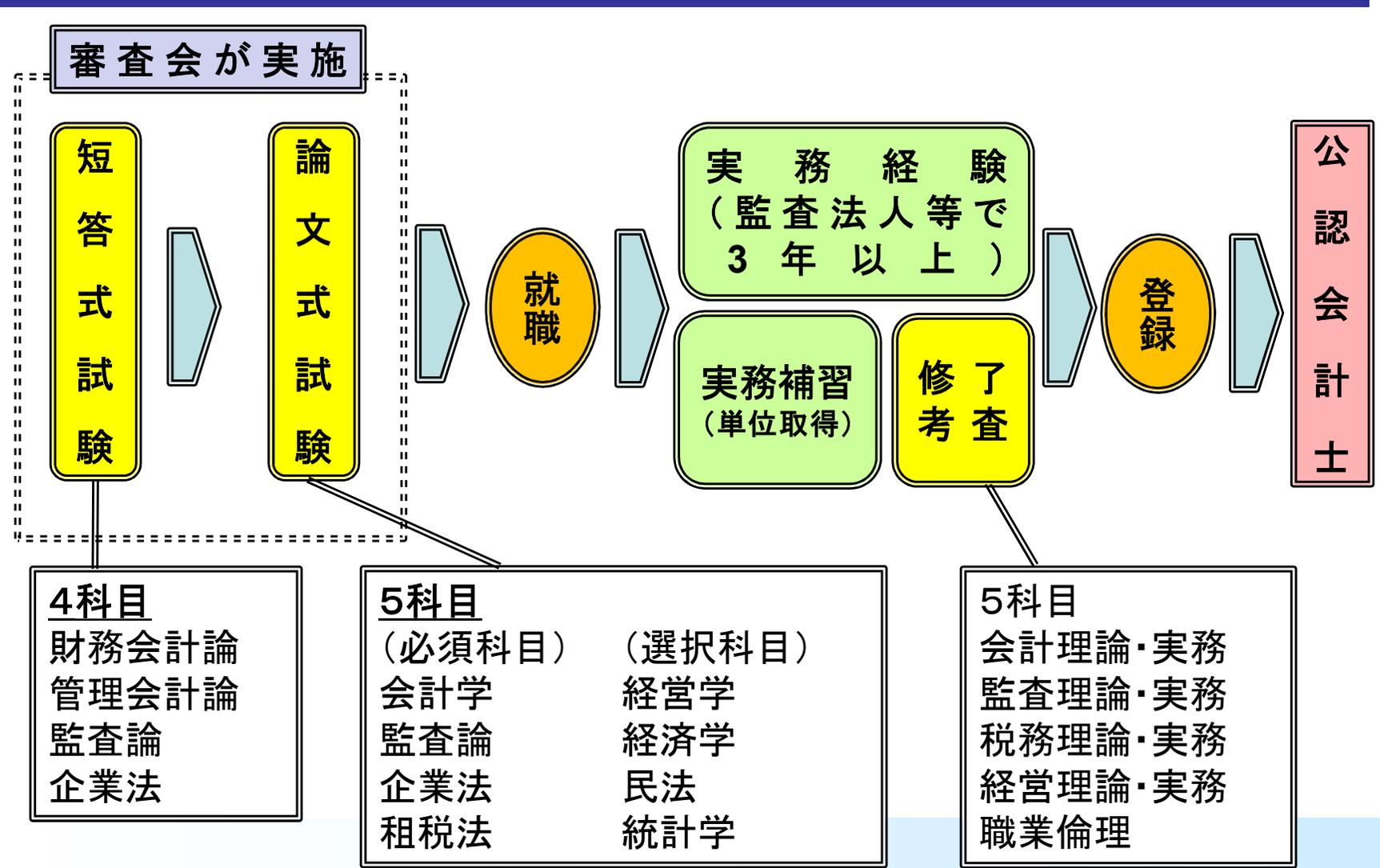
上記人員数は、令和5年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット)令和4年度版、2頁。一部修正。)

Ⅱ. 総務試験課の業務

1. 公認会計士試験の実施
2. 懲戒処分等の調査・審議
3. 諸外国の関係機関との連携・協力

II-1 公認会計士試験の実施

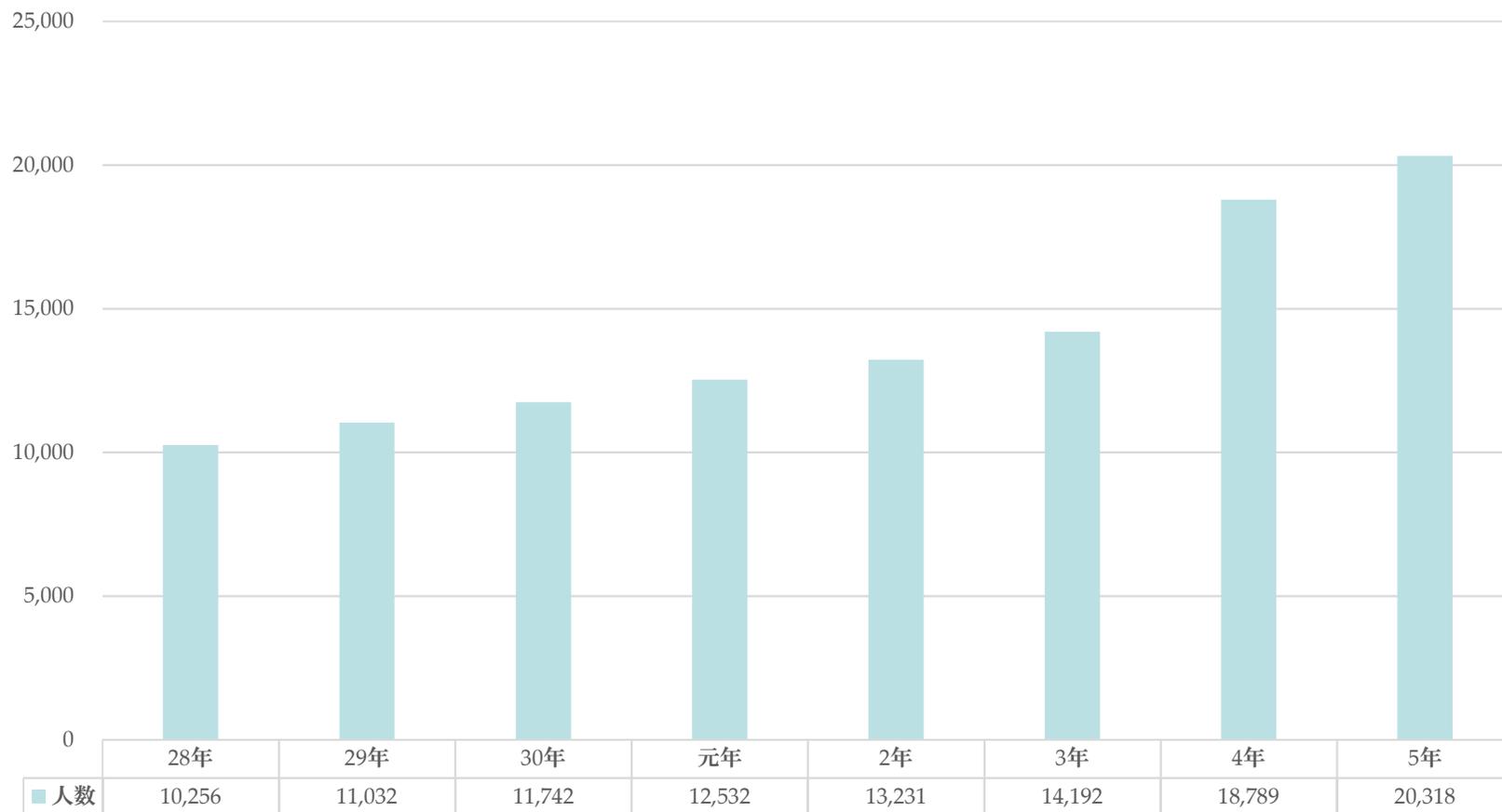


Ⅱ-1 公認会計士試験の実施

- 短答式試験と論文式試験は、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定。
- 短答式試験＝受験者が、論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかの判定。
 - 審査会公表の「出題範囲の要旨」に沿い、基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題を出題。
- 論文式試験＝受験者が必要な**専門的知識**を有するとの前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価。
 - 短答式試験がある科目の論文式試験については「出題範囲の要旨」の出題範囲を短答式試験より絞り込み。
 - 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法は、法令集を受験時に配布。

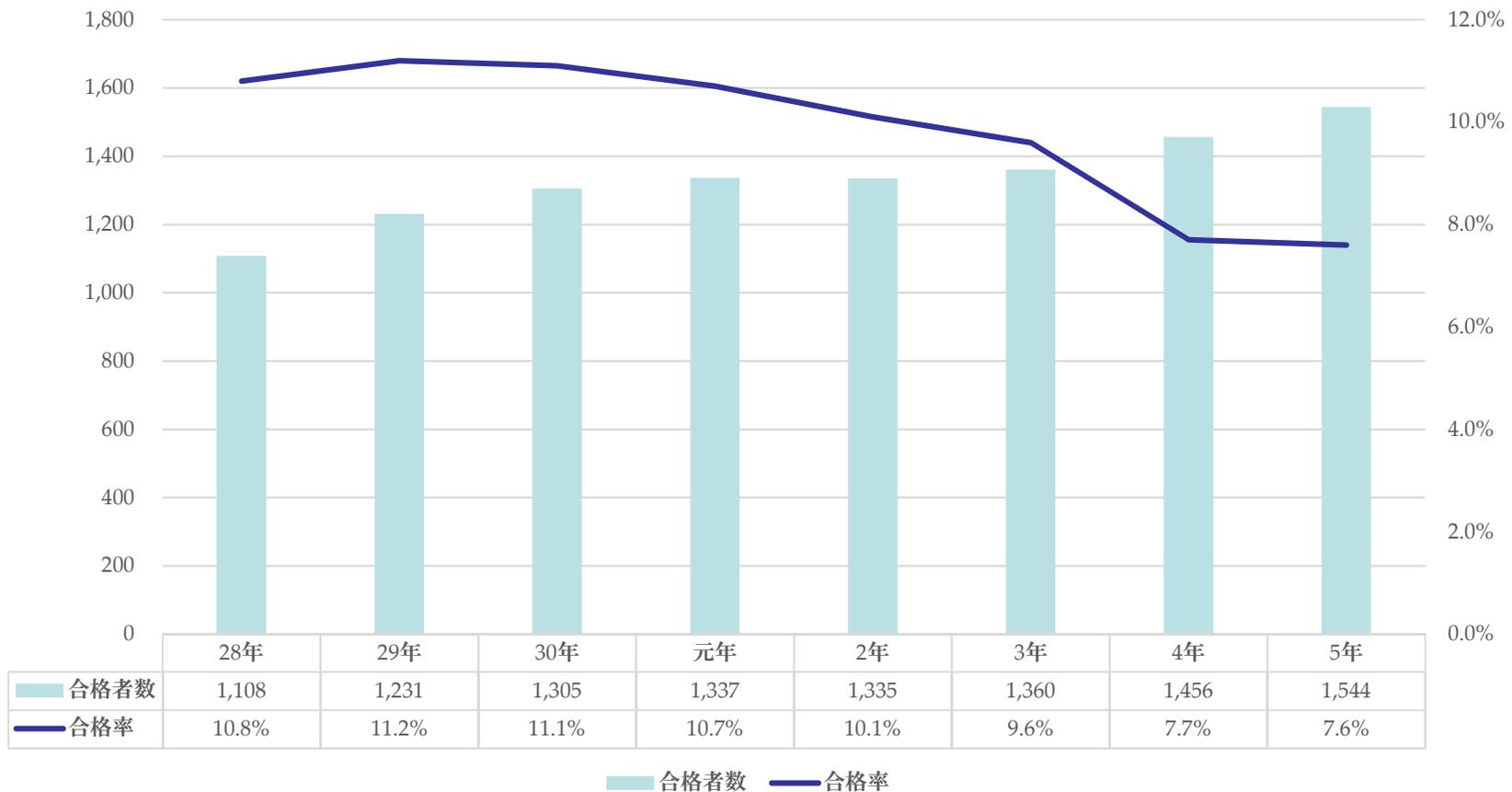
Ⅱ-1 公認会計士試験の実施

願書提出者数



Ⅱ-1 公認会計士試験の実施

合格者数・合格率



Ⅱ-2 懲戒処分等の調査審議



審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会 令和4年度版』、6頁。

Ⅱ-3 諸外国の関係機関との 連携・協力

- IFIAR = 監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators) との連携・協力
 - － 平成18年に設立された、各国の監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることが目的。
 - － 我が国からは、金融庁及び審査会が参加。令和3年6月時点のメンバーは54の国と地域。代表理事会は、最大16当局で構成。我が国は、理事国の一つ。
 - － 審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じ、各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査品質の向上に取り組んでいる。

Ⅱ-3 諸外国の関係機関との 連携・協力

組織図



(注)WG:ワーキング・グループ

審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』、7頁。

Ⅱ-3 諸外国の関係機関との 連携・協力

- IFIARの各WGの活動状況については、『公認会計士・監査審査会の活動状況』参照。
- 平成28年12月、我が国のステークホルダーとIFIARの関係強化、事務局の活動支援、監査品質の向上への貢献等を目的として、日本IFIARネットワークを設立。
- 平成29年4月、IFIARは、東京に本部事務局を設置。金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を実施。
- 令和5年4月、IFIAR本会合において、長岡隆公認会計士・監査審査会事務局長 兼 金融庁総合政策局審議官がIFIAR議長に就任。
- 令和6年4月、大阪にて、IFIAR本会合。本会合では、「監査法人のガバナンス」「サステナビリティ報告の保証」「監査におけるテクノロジーの活用」をテーマとする分科会などが行われた。

Ⅲ. 審査検査課の業務

1. モニタリングの目的と権限
2. 審査及び検査の位置付け
3. 品質管理レビューと審査
4. 報告徴収
5. 検査の概要
6. 検査の実施状況
7. モニタリングに基づく情報提供

Ⅲ-1 モニタリングの目的と権限

- 公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来6期18年にわたり、公認会計士**監査の品質の向上**を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。（「監査事務所等モニタリング基本方針」令和4年、1頁。）

Ⅲ-1 モニタリングの目的と権限

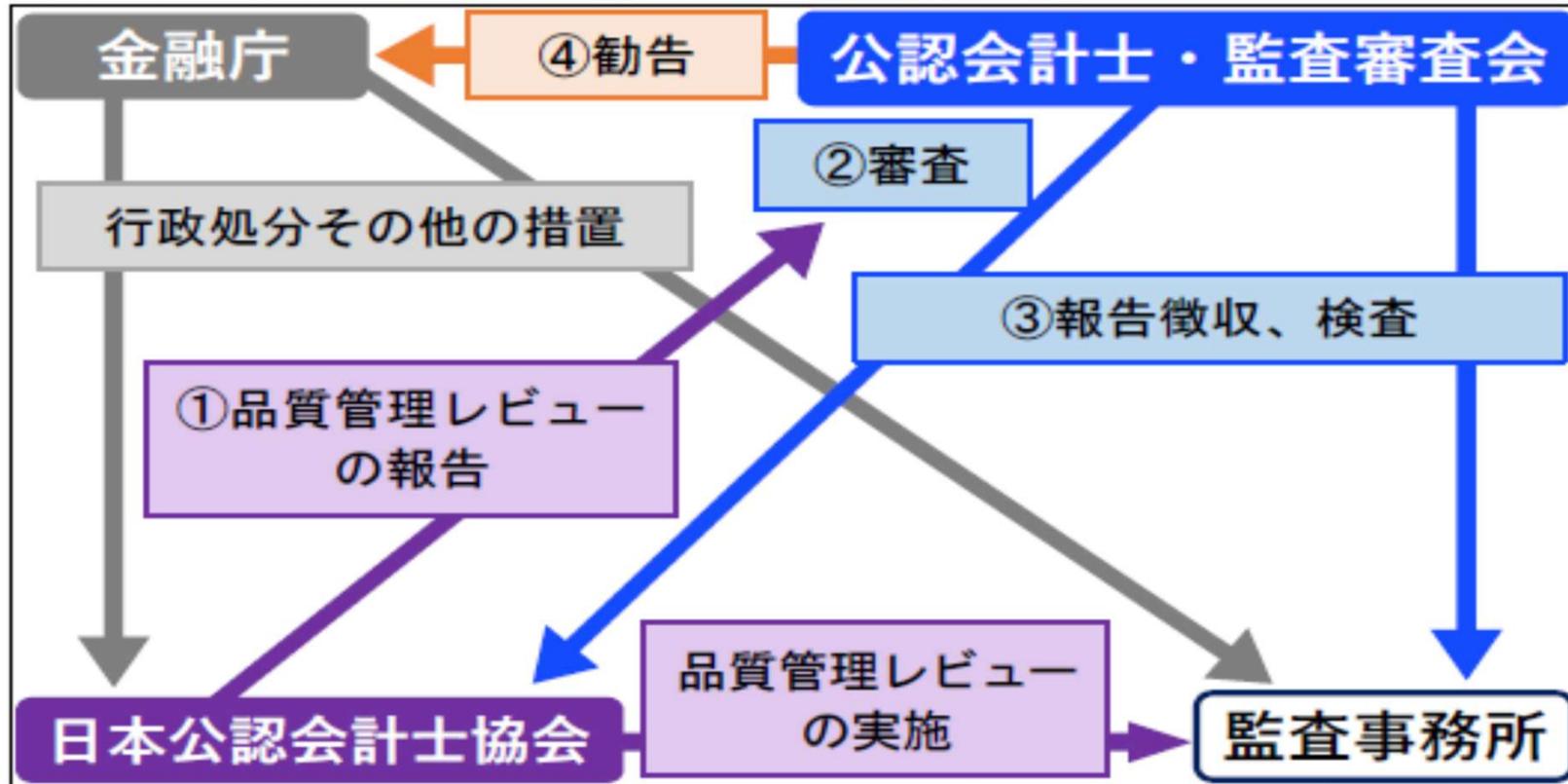
- 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任。金融庁長官は、委任された権限のうち、以下の権限を審査会に委任。
(第49条の4)
 - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
 - ② 日本公認会計士協会（以後、協会）に対する報告徴収・立入検査権限
 - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限
 - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限

Ⅲ-1 モニタリングの目的と権限

- 審査会は、スライド19の権限を行使した場合、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。（第41条の2）

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

図表Ⅱ-1-1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



(審査会『令和5年版モニタリングレポート』、33頁)

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

- 審査会の監査事務所に対する審査及び検査の方針は、「監査事務所等モニタリング基本方針」及び「監査事務所等モニタリング基本計画」により示される。
 - 「**基本方針**」は、審査会の各期（1期3年）毎に公表。第7期（令和4年4月～令和7年3月）の基本方針は、令和4年5月20日に公表。
 - 「**基本計画**」は、基本方針に基づいて策定し、各事務年度毎に公表。令和5事務年度（令和5年7月～令和6年6月）の基本計画は、令和5年7月14日に公表。

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

- 公認会計士・監査審査会のモニタリングの考え方（「監査事務所等モニタリング基本方針」令和4年、2頁。）
 - 審査会のモニタリングは、常に**国民の視点という公益的立場**に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、**監査事務所自ら**による監査の品質の確保・向上を**継続的に促し**、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。
 - モニタリングの実施に当たっては、**個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく**、・・・監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の**品質管理を含む業務の適正な運営の確保**を図ることとする。

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

- 監査事務所の実施する監査が、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、会計不正等を見抜くような**職業的懐疑心を発揮しているか**など、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した**品質管理態勢が実効的**なものとなっているかを重視する。また、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与えるトップの方針等、監査事務所の**ガバナンス**が監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかを重視する。さらに、協会による品質管理レビューや審査会によるモニタリングを通じて検出された問題点について、監査事務所が**根本的な発生原因を究明し、適切な改善**に取り組んでいるかを重視する。

Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

- 品質管理レビュー＝協会が、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、指導・監督を行うことにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図る制度。
 - － レビューには、「通常レビュー」と監査事務所の特定分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備・運用状況を確認する「特別レビュー」がある。
 - － 通常レビューの対象は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所。

Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

- 通常レビューは、原則として3年に1度実施。
- 通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」・「重要な不備事項のある実施結果」・「極めて重要な不備事項のある実施結果」の3種類。
- 実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付。改善勧告書を受領した監査事務所は、重要な不備事項等に係る改善勧告事項に対する改善措置を記載した改善計画書を提出。

Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

図表Ⅱ-1-2 <令和4年度品質管理レビューの状況（単位：事務所数）>

区分	実施先	実施結果の状況				改善勧告事項の有無	
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	実施結果の不表明	有	無
監査法人	59	57	1	0	1	59	0
共同事務所	3	3	0	0	0	3	0
個人事務所	28	24	0	4	0	28	0
合計	90	84	1	4	1	90	0

- (注1) 重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。
- (注2) 極めて重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。
- (注3) 重要な不備事項のない実施結果が表明された場合であっても、改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告事項が通知される。
- (注4) レビュー実施先92事務所のうち、2事務所については令和5年6月30日時点でレビューの実施結果が未確定であることから、実施結果の状況及び改善勧告事項の有無には含まれていない。
- (資料) 協会資料より審査会作成

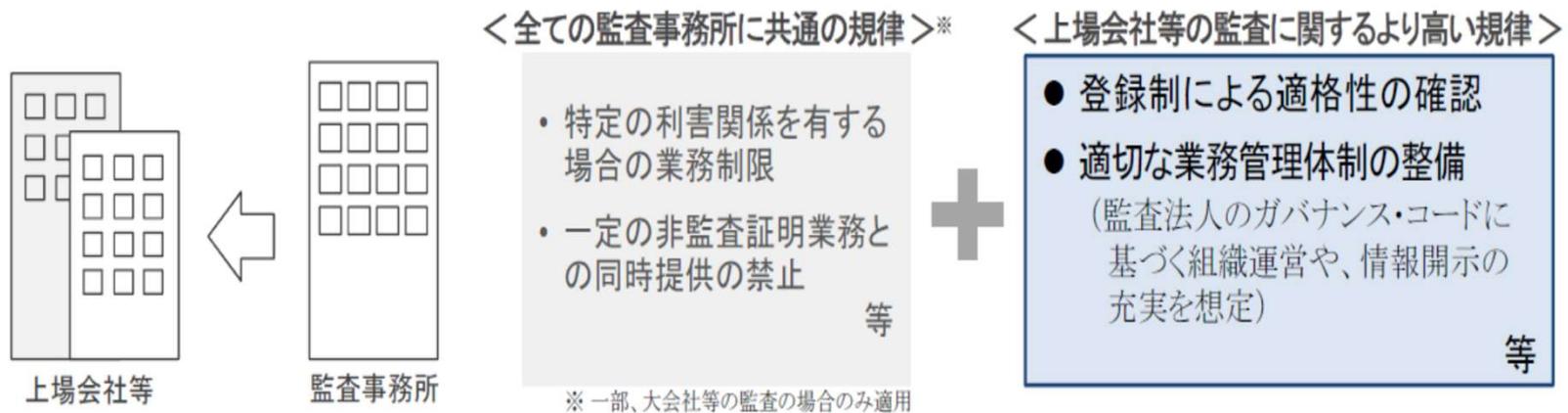
Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

- 協会は、審査会に対して、月次報告書及び年次報告書を提出するほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行う。
- 審査会は、品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査。
- 審査会は、審査における分析結果等を踏まえ、検査の必要性等を検討。

Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

上場会社監査に関する登録制の導入

- 上場会社等の監査に関する登録制を導入し、日本公認会計士協会が適格性を確認。【公認会計士法第34条の34の2、第34条の34の6等】
 - 登録を受けた監査事務所に対し、適切な業務管理体制の整備等について、より高い規律付け。【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】



(参考1) 諸外国では、上場会社等の監査を行う監査事務所は、監査監督機関へ登録を行い、監督・検査を受ける制度枠組みとなっている。

(参考2) 中小監査事務所等に対しては、日本公認会計士協会が体制面・ノウハウ面での支援を行い、適切な業務管理体制の整備等を後押し。

金融庁「説明資料 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」2022年3月、2頁。

Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

	上場会社監査事務所登録制度 (2023年3月31日まで)	上場会社等監査人登録制度 (2023年4月1日から)
制度の建付け	自主規制	法規制
登録判断の主体	品質管理委員会	上場会社等監査人登録審査会
名簿	・上場会社監査事務所名簿 ・準登録事務所名簿 ・抹消リスト	・上場会社等監査人名簿

日本公認会計士協会「2022年度 品質管理レビューの概要」2023年、9頁。

- 登録の審査のためのレビュー＝上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認する。

Ⅲ-4 報告徴収

- 審査会は、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施。監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促すため、また、検査を効率的に実施するため、下記のような報告徴収を適時に実施。
 - ① 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収
 - 情報を定時かつ継続的に把握・分析し、その後実施する当該監査法人の検査に役立てるほか、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用。
 - 大手監査法人に対しては、フォローアップ検査に代えて、報告徴収の実施により、改善に向けた取組を確認する場合がある。令和4事務年度、2法人について、フォローアップ検査に代えて報告徴収を実施。
 - ② 中小規模監査事務所に対する報告徴収
 - 品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、情報を収集・分析。必要に応じてヒアリングを実施。
 - 令和4事務年度、55事務所に対して実施。うち9事務所について対面又はリモートでヒアリング。

Ⅲ-4 報告徴収

③ 検査結果通知後のフォローアップ

- 中小規模監査事務所に対して、検査結果通知の一定期間後に、改善状況をフォロー。
- 令和4事務年度は、通知後1年程度を経過した1事務所に対して実施。

④ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

- 総合評価が区分4となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施。速やかな改善を促す。
- 令和4事務年度は、5事務所（うち3事務所は、令和2事務年度に④の報告徴収を実施した事務所に対して継続して実施）に対して実施。
 - ✓ 大手監査法人＝概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人
 - ✓ 準大手監査法人＝大手監査法人に準ずる規模の監査法人
 - ✓ 中小規模監査事務所＝大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所

Ⅲ-4 報告徴収

図表Ⅲ-1-18 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

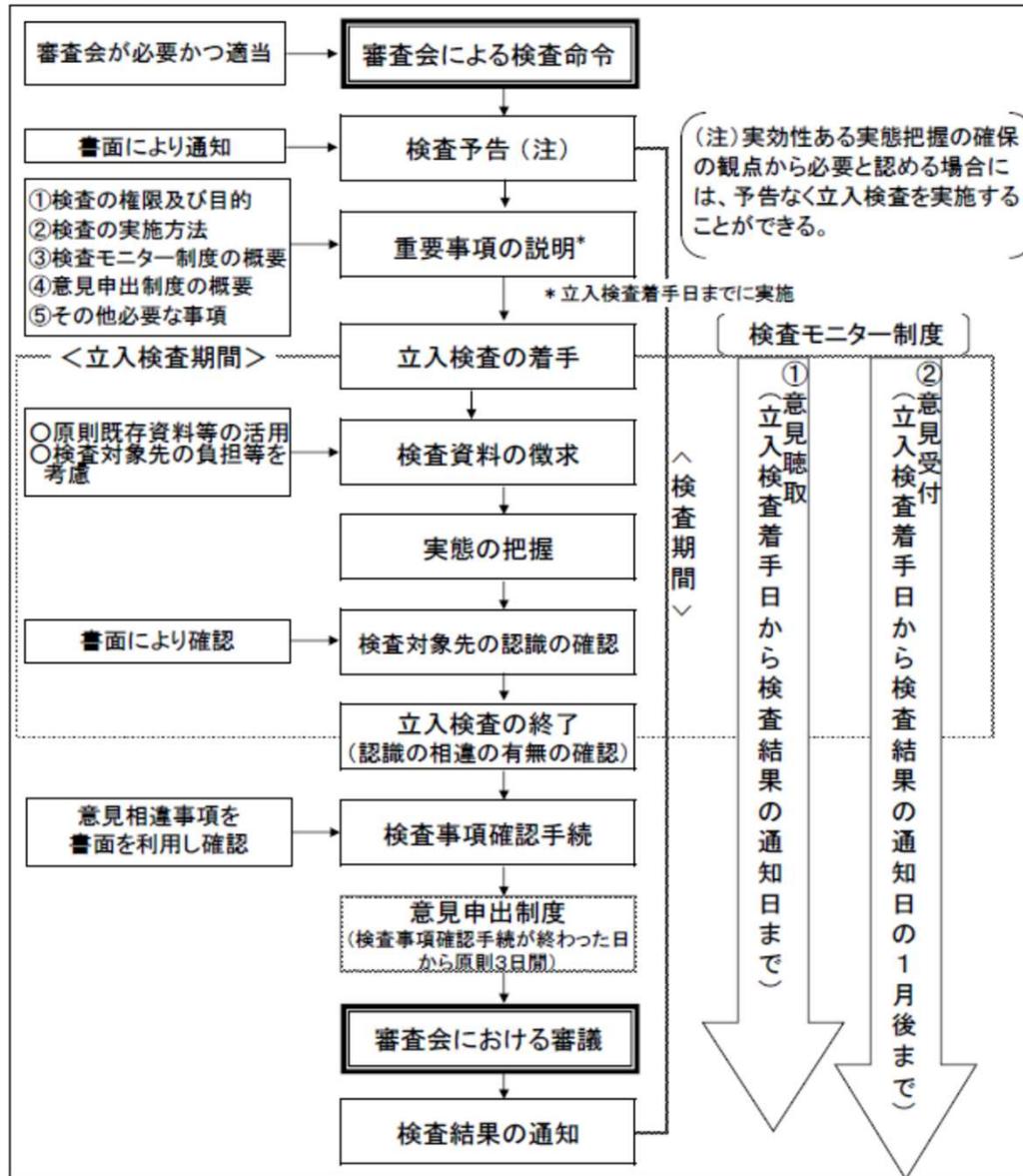
監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Limited (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人 (注)	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰星監査法人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三優監査法人	BDO International Limited (BDO)
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited (GT)
東陽監査法人	Crowe Global
PwC 京都監査法人 (注)	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

(注) PwC あらた有限責任監査法人及び PwC 京都監査法人は、令和 5 年 6 月 1 日、統合に向けた協議を開始した旨を公表している。

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和 5 年 7 月 1 日現在)

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、81頁。

図表Ⅱ-1-3 <検査の標準的なフロー>



(審査会『令和5年版 モニタリングレポート』、40頁)

Ⅲ-5 検査の概要

- 検査方法
 - － 原則として、検査官が監査事務所に赴き、事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査。近年は、リモート検査の手法も活用。
 - － 検査対象となる個別監査業務は、リスク・ベースで選定。
 - － 検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所構成員に対するヒアリング等を通じて実施。
 - － 原則として監査事務所の既存資料等を活用。既存資料以外の資料を求める場合、必要性を十分に検討。
 - － 検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所責任者に対して確認。

Ⅲ-5 検査の概要

- 検査事項確認手続
 - － 主任検査官は、立入検査終了後、検査において認められた問題点等を取りまとめた上で、監査事務所に伝達。監査事務所の認識を聴取し、その時点で意見相違となっている事項を確認。
- 意見申出制度
 - － 意見相違事項がある場合、監査事務所は、審査会事務局長宛てに書面にて意見の申出を行うことができる。
- 検査モニター制度
 - － 監査事務所から検査官の検査手法等に関する意見を受付。検査の実態を把握し、適切かつ効率的な検査の実施に役立てる目的。
 - － 総務試験課長等が、監査事務所を訪問し、責任者から意見を聴く「意見聴取」とメール又は郵送で意見を受付ける「意見受付」がある。

Ⅲ-5 検査の概要

- 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-7 <検査結果通知書の記載項目>

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

（審査会『令和5年版モニタリングレポート』、44頁）

Ⅲ-5 検査の概要

図表Ⅱ-1-8 <特に留意すべき事項の例>

1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、……認められる。

(1) 業務管理態勢

……（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）

(2) 品質管理態勢

……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）

(3) 個別監査業務

……（監査業務上の不備事項等を記載）

（審査会『令和5年版モニタリングレポート』、44頁）

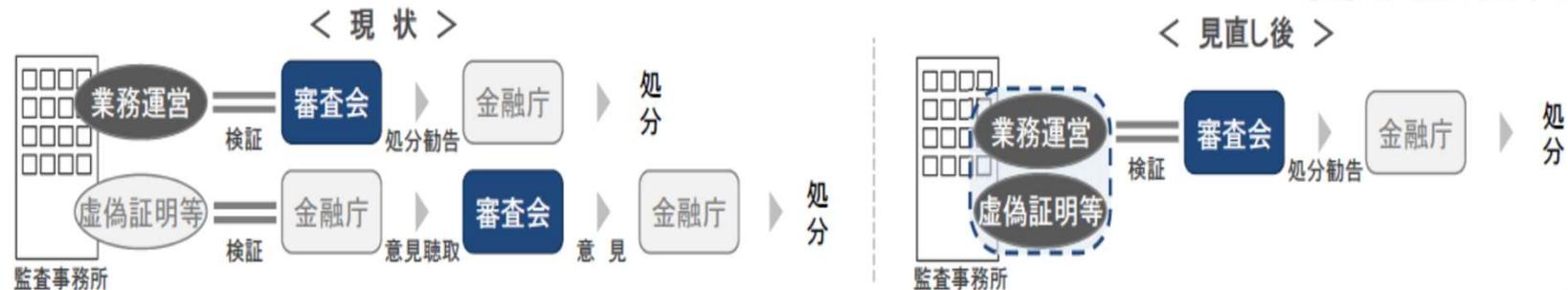
Ⅲ-5 検査の概要

- 総合評価＝監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の5段階に区分。
 - － 良好であると認められる（総合評価：1）
 - － 改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）
 - － 改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）
 - － 良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）
 - 総合評価4の場合、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、改善計画を含む改善の実施状況について報告をうける。
 - － 著しく不当なものと認められる（総合評価：5）
 - 総合評価5の場合、金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う。

Ⅲ-5 検査の概要

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 公認会計士・監査審査会の立入検査等において、監査法人等の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとする。
【公認会計士法第49条の4第2項】



-2-

金融庁「説明資料 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」2022年3月、2頁。

○審査会の検査権限等の見直し

- 改正公認会計士法においては、審査会に委任される検査等の権限を監査法人等の業務の運営の状況に限定していた規定が削除され、これにより、審査会の検査等の権限の範囲が拡大されている。審査会においては、より効果的・効率的なモニタリングの実現に向けて、必要に応じて、当該権限を行使していくことになる。

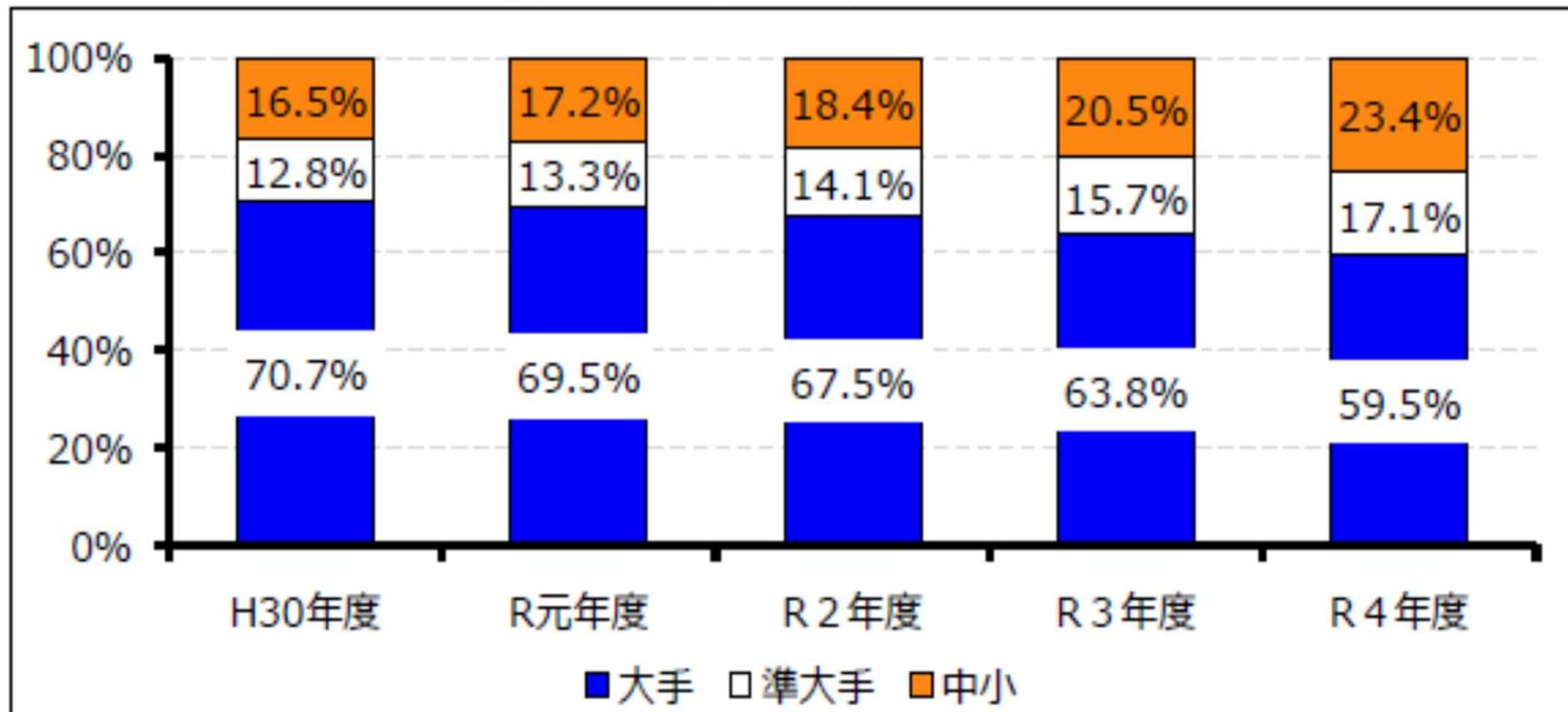
「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」1 (2) イ

Ⅲ-6 検査の実施状況

- 検査の実施頻度
 - － 大手監査法人＝原則として毎年（通常検査とフォローアップ検査を交互に）。なお、フォローアップ検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。
 - － 準大手監査法人＝定期的に（原則として2年に一度）検査を実施。
 - － 中小規模監査事務所＝品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスク等を踏まえ、必要があると認める場合。上場会社監査における役割が増大しているため、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表 I - 3 - 5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>

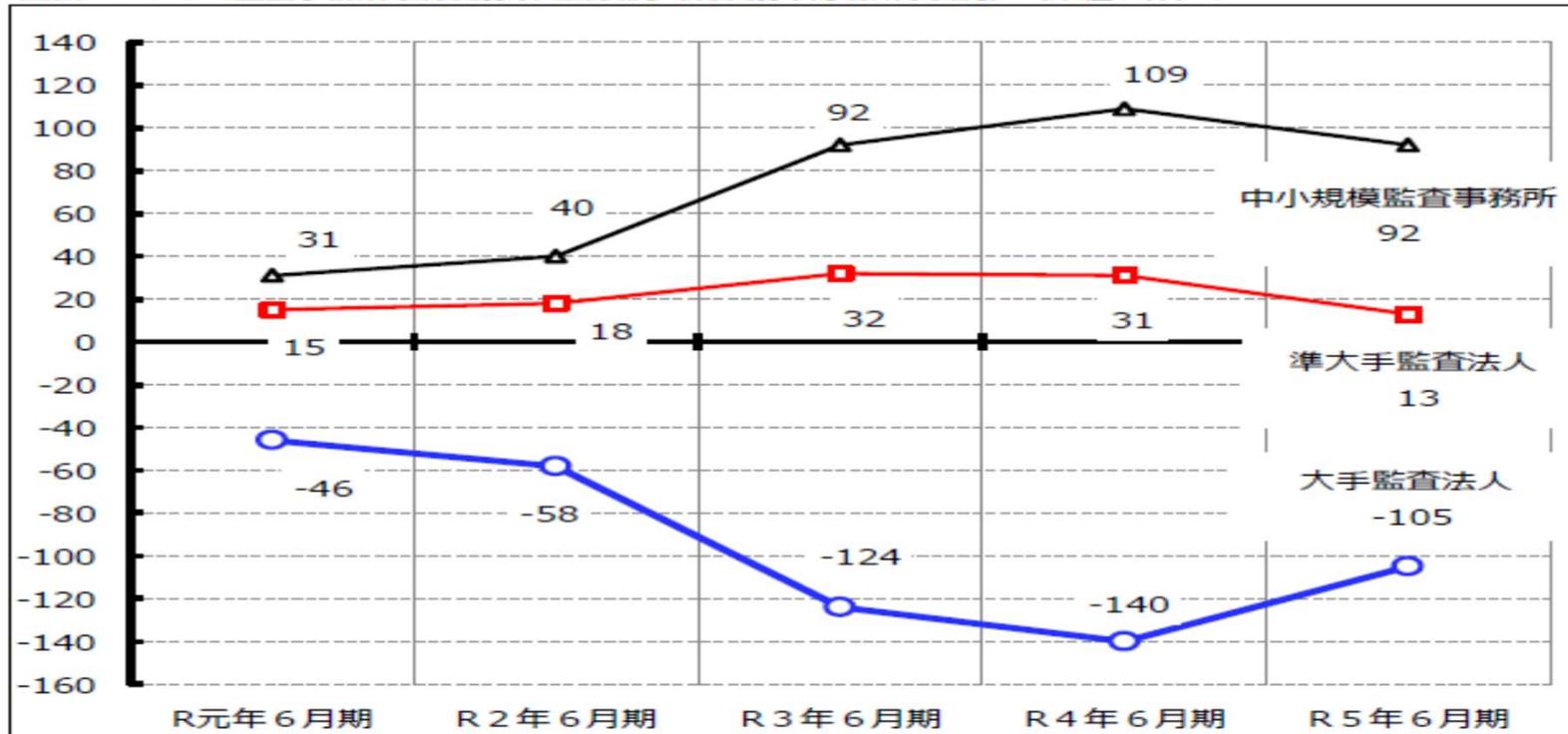


(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

(審査会『令和5年版モニタリングレポート』、25頁)

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表Ⅲ-5-2 <監査事務所の規模別の異動状況（規模別の純増減の状況）（単位：件）>



(注1) 件数は純増減

(注2) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

(審査会『令和5年版モニタリングレポート』、101頁)

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-4 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	H30 (注1)	R元 (注1)	R2 (注1)	R3 (注1)	R4 (注1)
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	2
準大手監査法人	1	2	2	1	2
中小規模監査事務所	5 (1)	3	4	4	5
外国監査法人等 (注2)	0	1	0	0	1
合計	10 (3)	10 (2)	10 (2)	9 (2)	10

(注1) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注2) 外国監査法人等については、2. 外国監査法人等関係（48ページ）を参照のこと。

(資料) 審査会検査結果より審査会作成

（審査会『令和5年版モニタリングレポート』、42頁）

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規監査事務所
検査件数 (件)	10	6	11
平均検査官数 (人)	9.1	7.8	6.2
平均検査期間 (日)	209.2	144.0	136.9
平均個別監査業務選定数 (社)	6.2	5.0	3.3

(注1) 平成30事務年度から令和4事務年度の5年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

(注2) 検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

(資料) 審査会検査結果より審査会作成

(審査会『令和5年版モニタリングレポート』、42頁)

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-9 <平成28～令和4事務年度検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	—	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	—	4	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	—	1	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	—	—	10

（注1）平成28事務年度から令和4事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所

（注2）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

（審査会『令和5年版モニタリングレポート』、46頁）

Ⅲ-7 モニタリングに基づく 情報の提供

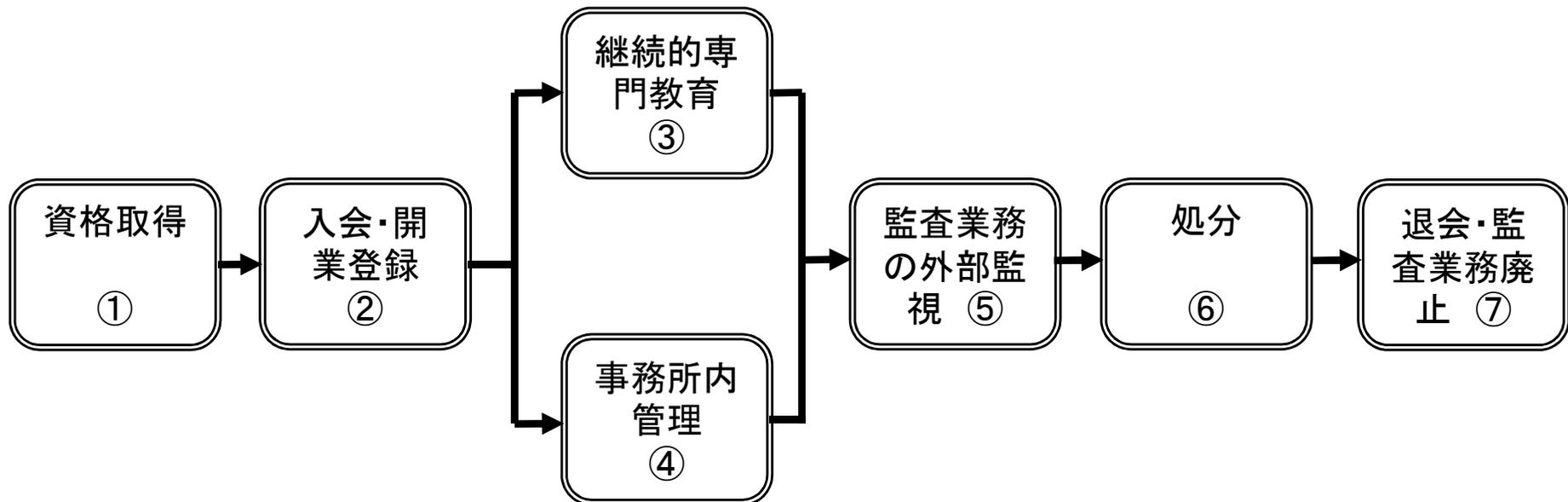
- 被検査監査事務所は、審査会の事前承諾なく、被監査会社の監査役等に対し、以下の事項を伝達できる。
 - － 監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - － 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容
 - 審査会は、「特に留意すべき事項」の内容をそのまま監査役等へ伝達するように要請。
 - 協会の監査基準報告書は、監査事務所に、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に書面で伝達するように要求。
- 被検査監査事務所は、審査会の承諾を得た上で、検査結果を以下の者に開示することができる。
 - － 被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の監査役等及び取締役
 - － 潜在的な被監査会社等

Ⅲ-7 モニタリングに基づく 情報の提供

- **モニタリングレポート**
 - 読み手として、監査会計の専門家や市場関係者だけでなく、学生や社会人など一般の人々を視野に入れる。
 - 読み手の監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させる。
- **検査結果事例集**
 - 読み手として、監査事務所の社員・職員、被監査会社の取締役・監査役等、市場関係者を想定する。
 - 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公表する。

おわりに

- 「監査プロフェッションプロセス」における審査会の役割



秋月信二（他）『監査の質に対する規制』国元書房、令和3年、153頁。

おわりに

- **審査会の課題**
 - － **公平かつ円滑な公認会計士試験の実施**
 - 適切な試験問題の作問・採点と公平な事件実施に向けての態勢整備
 - 台風などの天災も想定した試験の運営体制の整備
 - － **効率的かつ実効性ある検査**
 - IT/AIを活用した監査に対応する検査態勢
 - リモート検査も活用した効率的かつ効果的なモニタリング方法の検討
 - 検査と協会による品質管理レビューとの関係に関する議論の深化

おわりに

- **審査会の課題**
 - － **新たな制度・基準への対応**
 - 監査の基準改訂への円滑な対応の促進
 - 改訂品質管理基準の円滑な定着の促進
 - 上場会社等監査人登録制度の円滑な導入の促進
 - 四半期報告書制度廃止への円滑な対応の促進
 - サステナビリティ開示・保証への対応

資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/>) からダウンロードできます。
 - 『公認会計士・監査審査会 令和4年度版』
 - 『令和5年版 モニタリングレポート』 令和5年
 - 『公認会計士・監査審査会の活動状況（令和4年度版）』
- 以下の協会による品質管理レビューに関する資料は、協会のホームページ (<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>) からダウンロードできます。
 - 『2022年度 品質管理レビューの概要』

ご清聴
ありがとうございました

